

令和 8 年度 垂水市社会福祉協議会事業計画

社会福祉法人 垂水市社会福祉協議会

垂水市社会福祉協議会

令和7年度の事業計画については3月の役員会等で承認され、8月末の第50回垂水市社会福祉大会も無事盛大に開催できましたが、その日付で事務局長が退職、翌月末には経理である主事を含む事務局2名の退職が相次ぎ、現在、社協自体の立て直しと、各福祉事業や介護事業等の通常業務に支障が無いよう進めております。また、県社協の事業も含め14年子育て支援センターの業務を主に取り組みできたスタッフを新たに主事（経理）として依頼し、一日一日を何とか過ごしている状況であり、市福祉課と保健課には多大な支援・協力を頂いている所です。この機会を本会の大きな分岐点とし、これまでの社協を一新する覚悟で「生まれ変わった社協」といわれるような体制づくりの年度としてとらえ、絵に描いた餅にならない福祉の日常業務同様、ありのままに本音で…声なき声を聞き、一人でも多くの笑顔や安らぎを与えられる垂水市社会福祉協議会として一步を踏み出せるよう、スタッフ一同で出来るだけ早く立ち直させます。

令和8年度 事業計画

●法人運営部門

1 理事会・監事会・評議員会 評議員選任解任委員会（必要に応じ）

【目 的】

理事会・評議員会・監査等のガバナンス機能を発揮し、的確で正確な事業推進の管理を行い、組織運営を適切・円滑に推進できるよう、必要に応じた助言等により地域福祉推進体制の構築と組織体制基盤の強化を図る。

【実施内容】

- ・業務運営全般、定款・規程管理等
- ・理事会（年3回）
- ・評議員会（年3回）
- ・監事監査（年3回）等 実施と日程調整・連絡
- ・意見・助言等に関する調査や報告

2 人事・総務・庶務等

【目 的】

社会福祉協議会の円滑で健全な運営を推進するため職員の人材育成と働きやすい職場環境の整備を図るとともに組織全体の事務管理機能を充実させることを目的とする。また、公正で効率的な人事・総務・庶務の体制を整え、信頼される組織づくりと地域福祉の推進を支える基盤を確立する。

【実施内容】

職員管理、職員処遇、衛生管理、総務、文書管理、各種手続き、苦情等対応・解決、全般的業務管理と把握及び対応

3 経理・財産管理

【目 的】

財政基盤を安定的かつ健全に維持するため会計処理の適正化と透明性の確保を図ることを目的とする。あわせて財産および資産の適正な管理運用を行い、限られた資源を有効に活用することで地域福祉活動の円滑な推進を支える。

【実施内容】

会計業務、出納業務、建物管理、公用車管理、物品管理等

●地域福祉部門

4 心配ごと相談事業

【目的】

地域住民が抱える生活上の不安や悩みごとについて、専門機関へのつなぎや助言を行い、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進する。

【効果】

- ・地域住民の不安・孤独感の軽減
- ・早期相談・早期対応による課題の深刻化防止
- ・支援機関ネットワークの強化

【実施内容】

- (1)毎月第1・第3金曜日10:00～15:00 市民のあらゆる相談に応じる（相談員3名設置）
- (2)電話による相談可 ※事前予約での実施
- (3)関係機関との連携；行政、包括支援センター、NPO等と情報共有を行う
※毎月第4木曜日にひまわり無料法律相談実施（完全予約制）

5 更生資金貸付事業（市社会福祉協議会の事業）

【目的】

生活福祉資金等で対応できない低所得世帯への緊急貸付事業（貸付限度額5万円）自立と生活の安定を支援することを目的とする。

【効果】

- ・一時的困窮世帯の生活維持
- ・生活困窮者の自立支援促進
- ・貸付を通じた地域の生活に困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、既存の支援制度を拡充し、関係機関の連携を強化する

【実施内容】

- (1)貸付相談、申請受付
 - (2)民生・児童委員との連携
 - (3)関係機関との連携
 - (4)償還管理と滞納世帯に対する償還指導
- ※対象者；生活困窮により緊急的に資金が必要な世帯
※資金の種類；一般生活費、医療・介護資金、修学・就職支援資金

6 生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会事業の窓口としての対応）

【目的】

生活困窮者の自立支援を目的に必要な資金を貸し付けることで安定した生活債権を図る。併せて相談支援、見守り支援を実施し、返済・生活の両面からサポートを行う。

【効果】

- ・生活困窮者が必要な資金を得て安定した生活への維持
- ・伴走型支援により自立への意欲を高める
- ・関係機関との情報提供や共有に伴う連携強化
- ・孤立防止や地域での見守り体制の促進
- ・地域全体の福祉力向上に寄与

【実施内容】

- (1)貸付相談、申請受付
 - (2)民生・児童委員との連携
 - (3)関係機関との連携
- ※対象者世帯；低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯 など
※貸付種類；緊急小口資金、総合支援金（生活支援費）など
※助言や他法への繋ぎ

7 地域暮らし・ささえあい事業

【目 的】

新型コロナウイルス感染症等の影響により特例貸付を利用した世帯に対し、返済支援や生活再建に向けた相談・支援（継続的な伴走支援）を行うことで、生活困窮の再発を防止し、地域の自立支援体制を強化することを目的とする。

※鹿児島県社会福祉協議会 令和6年度～10年間の事業

【効 果】

- ・借受人世帯の生活再建・安定化
- ・滞納、再困窮世帯の減少
- ・地域福祉ネットワークの強化

【実施内容】

- (1)対象者の把握
- (2)アンケート・電話等による実態把握
- (3)相談支援・情報提供
- (4)個別支援計画の作成
- (5)関係機関との連携
- (6)返済困窮世帯への訪問にての生活状況調査や助言・傾聴 など

8 福祉サービス利用支援事業

【目 的】

判断能力に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用に困難を抱える住民が必要な支援を適切に受けられるよう支援体制を整備し地域における包括的支援の推進を図る。特に申請手続きや制度理解に課題を抱える高齢者、障害者、生活困窮者等を対象に、相談支援、同行支援、継続的見守りを行う。

【効 果】

- ・福祉サービス利用へのアクセス改善
- ・利用者の生活安定、自立支援の促進
- ・支援機関間の連携体制の強化
- ・地域住民の福祉意識の向上
- ・日常生活に於いての困りごとや、悩み、問題等の改善支援 など

【実施内容】

- (1)相談支援
 - (2)利用調整
 - (3)継続支援
 - (4)地域住民・関係機関等とのネットワークの構築
 - (5)会議、研修会への参加（専門員、支援員）
 - (6)広報活動
- ※ケースにより事業業務外→地域福祉サービスとして繋げて支援する

9 社会調査

【目 的】

高齢者の生活状況、福祉ニーズを把握し、高齢者が安心して暮らせる福祉サービスの充実を図る。また、地域福祉サービスの課題・不足部分を明らかにし、改善策や新規事業の検討に生かす。

【効 果】

- ・見守りネットワークの拡充
- ・生活支援サービス事業の実施
- ・在宅ねたきり高齢者への医療
- ・福祉連携サービス強化・災害支援の拡充

【実施内容】

- (1)65歳以上の独居、高齢者世帯、在宅寝たきり高齢者。また、気になる世帯を対象に行政、民生・児童委員の協力を得て実施
- (2)行政・関係機関・民生・児童委員と調査結果共有
- (3)地域サービス、適切な支援と活動に繋げる

10 社会福祉大会

【目 的】

地域住民及び福祉関係者が一堂に会し地域福祉への理解と参加意識を高めることを目的とする。また、長年にわたり地域福祉に尽力された方々を表彰し、その功績を称えることで福祉活動へ意欲と誇りを醸成する。

【効 果】

- ・地域住民の福祉意識の高揚と地域活動への参加促進
- ・福祉功労者の表彰を通じた地域リーダーの育成
- ・福祉関係団体間の交流によるネットワーク強化
- ・地域福祉活動の周知、地域への信頼向上

【実施内容】

- (1)開会式、主催者挨拶
- (2)福祉功労者・団体表彰
- (3)講演
- (4)福祉団体による活動紹介、展示
- (5)園児によるアトラクション
- (6)閉会

11 敬老訪問・記念品贈呈事業

【目 的】

地域の高齢者に敬意と感謝の意を表すとともに、長寿をお祝いし、健康状態や生活状況の確認を行うことにより、高齢者福祉の増進を図る。

【効 果】

- ・高齢者の生きがいづくりの促進
 - ・地域とのつながりの維持
 - ・高齢者の見守り体制の強化
-

【実施内容】

- (1)対象者の把握 90歳 99歳 100歳以上（行政、医療、福祉施設等の協力にて洗い出す）
- (2)職員にて敬老訪問
- (3)記念品・祝状の贈呈
- (4)健康や生活状況の確認
- (5)写真撮影（希望者のみ）→広報紙への掲載

12 見守りネットワーク普及事業

【目 的】

近年、我々を取巻く地域社会において、急速に進む高齢化や少子化、地縁関係の希薄化に加え、感染症等の猛威も発生し、更に厳しい社会経済状況等を背景に、複雑で多様な生活課題をかかえる人々が増加している。このような状況の中、地域での孤独・孤立防止、安心して暮らせる環境づくりを目的とし、また、地域住民、関係機関、事業者が互いに連携し、見守りネットワークの構築と普及を通じて支え合い、助け合いの地域づくりを促進する。

【効 果】

- ・地域住民、関係機関の意識向上（自然に声掛け、見守りができる地域）
- ・孤立防止、安心安全の確保（緊急時の迅速な対応）
- ・関係機関の連携強化（顔の見える関係の構築）
- ・地域のつながりの再生、住民参加の促進
- ・持続可能な地域福祉の促進（住民主体の福祉まちづくり）

【実施内容】

- (1)ネットワークづくり
 - ・地域団体への協力依頼（振興会、民生委員、郵便局、警察、消防など）
- (2)情報共有体制（緊急時カード配布）
- (3)普及・啓発（説明会、研修会、広報など）

13 ふれあい・いきいきサロン活動普及事業

【目 的】

高齢化の進展や地域のつながりの希薄化が進む中、住民が気軽に集い、交流や支え合いを促進する場を提供することを目的とし、孤立防止、健康づくり、地域福祉の推進を図る。

【効 果】

- ・高齢者の外出機会の増加、孤立防止
- ・住民同士のつながり強化と情報提供・防犯
- ・地域助け合い意識の向上
- ・健康寿命を延伸
- ・介護予防・地域包括ケアの推進

【実施内容】

- (1)サロン開催（住民主体）
 - ・交流活動（茶話会、季節行事、食事会）
 - ・健康づくり活動（体操、ストレッチ、脳トレ、健康チェック）
 - ・生きがいづくり（趣味活動、他）
- (2)地域支え合い（ボランティアによる見守り、送迎、生活相談、介護予防啓発）
- (3)運営者育成（研修会）・支援
- (4)地域ネットワーク形成

14 福祉機器貸出事業

【目 的】

在宅での生活を継続できるよう必要な福祉用具を一時的に貸与し、生活の質向上を図る。

【効 果】

- ・在宅生活の継続支援
- ・介護者の負担軽減
- ・経済的負担の軽減
- ・福祉機器への理解促進、自立支援
- ・地域福祉の推進、支え合いのしくみづくり
- ・災害時支援体制への活用

【実施内容】

- (1)貸出対象者の条件；介護度を持たない方
- (2)貸出し機器の種類；車椅子、歩行器、杖
- (3)貸出期間（最大3か月まで更新可）
- (4)利用料；無料
- (5)申請・返却手続き；社会福祉協議会事務所
- (6)点検、消毒、保管；社会福祉協議会職員

15 福祉団体育成補助事業

【目 的】

地域における福祉団体の活動支援、強化することで、地域住民の福祉向上とコミュニティの活性化を図る。

- ①福祉団体の活動基盤の安定化
- ②福祉サービス提供の充実
- ③子どもから高齢者、障がい者の支援ネットワークの強化

【効 果】

- ・福祉団体の活動の安定化
- ・地域住民の福祉向上
- ・地域コミュニティの活性化
- ・ボランティア人材の育成

【実施内容】

- (1)地区社会福祉協議会、福祉団体、学校、ボランティア団体への補助
- (2)福祉活動支援
- (3)広報活動

16 声の広報事業

【目 的】

視覚障がい者の方々へ地域の福祉情報、イベント情報を届け、社会参加、情報アクセスの向上を支援する。

【効 果】

- ・情報格差の解消
- ・地域福祉の理解向上
- ・交流、参加機会の拡大

【実施内容】

- (1)視覚障がい（１・２級）のある希望者へ配布
- (2)朗読ボランティア、民生・児童委員の協力
- (3)広報たるみず、社協だよりを録音テープに作成

17 子育てサロン活動普及事業

【目 的】

地域を拠点に子育て家庭の親子や妊婦、地域住民、ボランティアが多様な活動を通じて、子育てを楽しみながら仲間をつくり互いに支え合う活動を支援する。

【効 果】

- ・親子の社会的孤立感の軽減
- ・子育てネットワークの拡大
- ・情報交換、相談の活性化
- ・ボランティアや地域住民の育児支援参画促進

【実施内容】

- (1)子育てサロンの開催（自主運営）
 - ・自由遊び、季節行事、茶話会、親子体操など
- (2)運営者育成・支援
- (3)広報活動
- (4)地域ネットワーク形成

18 子育て支援出産記念品贈呈事業

【目 的】

出産を迎えた家庭を地域全体で祝福する気運を醸成する。また、出産を慶喜に社協及び地域福祉活動への関心、参加を促進する。子育て家庭が地域とのつながりを持ち孤立を防止する。

【効 果】

- ・心理的支援、孤立防止
- ・情報提供（子育て支援制度や相談窓口の情報を直接伝えることで必要な支援を早期へつなげられる。）
- ・地域福祉活動への活性化（社協活動の認知度向上、ボランティア参加促進）

【実施内容】

- (1)出産した家庭へ記念品の贈呈
（市役所窓口での出生届時に案内配付）
- (2)社協窓口にて社協事業及び子育てに関する情報提供を行い、子育て家庭への育児支援を図る
- (3)子育て支援センター等の紹介

19 緊急災害援護活動（火災見舞）

【目 的】

火災や自然災害などに被災者に対して見舞金や救援物資の配布等を行うと共に、大規模災害においては災害救援ボランティア活動の拠点となる。

【効 果】

- ・被災世帯が生活再建までの初動期を安心して過ごせる
- ・地域の防災、支援体制の強化
- ・関係機関との連携

【実施内容】

- (1)見舞金支給
- (2)生活用品提供（タオルケット、日用品、緊急応急セット等）
※半壊・半壊以上が対象
- (3)被災者相談対応
- (4)行政、民生・児童委員、関係機関との連携支援

●募金部門

20 日本赤十字社鹿児島県支部垂水市地区

【目 的】

赤十字運動の趣旨と集まった会費を赤十字活動に活用することの理解を求めて、啓蒙を行い会員募集活動を実施。

★日本赤十字社の使命である「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基盤とし、地域住民と共に災害に強く思いやりのある地域社会の形成を目指し、赤十字運動の趣旨と集まった会費を赤十字活動に活用することの理解を求めて、啓蒙を行い会員募集活動を実施する。

【実施内容】

- (1)日本赤十字社鹿児島県支部の指導をうけ緊密に連携を図る
- (2)5月の「赤十字運動月間」に各振興会、企業への会費（活動資金）の協力依頼
- (3)年間を通して救護講習会、防災訓練、健康相談会、青少年赤十字活動、赤十字奉仕団研修等の案内・実施
- (4)平時から災害に備えるため、毛布やタオルケット、緊急セットなどを備蓄し、迅速な対応に備える（半壊・半壊以上）

21 垂水市社会福祉協議会会員

【目 的】

社会福祉協議会会員の趣旨と集まった会費を地域福祉活動に活用することの理解を求めて、啓蒙を行い会員募集活動を実施。（市民の皆さまを「会員」とする社会福祉協議会にとって「会費」のもつ意味は何よりも大きな意味を持つと共に社協活動の趣旨に賛同されたという意味の表れでもある非常に大切な財源である。）

【実施内容】

- (1)個人会員（振興会・福祉関係者）の募集
- (2)法人・団体会員（福祉関係機関）の募集
- (3)会費の使い道について説明会、広報

22 鹿児島県共同募金会垂水市共同募金委員会

【目 的】

地域福祉の推進を目的とし地域住民、福祉団体、ボランティア、企業、行政などが共同して実施する募金運動。集められた募金は地域における福祉課題の解決や住民主体の支えあい活動の支援に活用する。市内において共同募金運動を円滑に効果的に推進し、地域福祉の充実を図る。

【効 果】

- ・地域住民が「支えあいの仕組み」としての共同募金を理解し、継続的な参加を促す
- ・募金を通じて地域福祉活動の財源を確保し、困りごとを地域で解決する体制を強化
- ・行政・社協・地域団体を協働する地域福祉推進の基盤づくりに寄与

【実施内容】

- (1)啓発・広報活動
- (2)募金活動（戸別募金、職域募金、学校募金、街頭募金、企業募金イベント募金等）
- (3)関係団体との連携
- (4)寄付金管理・報告
- (5)活用の周知

23 共同募金配分金事業

【目 的】

「赤い羽根共同募金」の配分金を活用し、地域福祉活動を支援し、地域住民の福祉向上を図ることを目的とする。（地域住民の福祉向上福祉団体の活用資金として配分し、孤立・孤独防止、高齢者、障害者支援、子育て支援などに活用する。）

【効 果】

- ・地域福祉団体の活動維持・拡充
- ・高齢者、障がい者、子育て世代への支援充実
- ・地域住民の交流、支えあいの促進

【実施内容】

- (1)鹿児島県共同募金会へ配分金申請（事業計画・予算書）
 - ・高齢者福祉活動費
 - ・障害者・児福祉活動費
 - ・児童・青少年福祉活動費
 - ・福祉育成・援助福祉活動費
- (2)配分先を垂水市共同募金委員会にて決定
- (3)配分金交付（各団体の計画に基づき交付）
- (4)活動実施
- (5)活動報告の収集
- (6)鹿児島県共同募金会へ報告書・決算書提出

24 歳末たすけあい配分金事業

【目 的】

「歳末たすけあい募金」の配分金を活用し、誰もが安心して年末年始を過ごせる地域、みんなで支えあう、あったかい地域づくりを目的に住民が主体となっていく地域福祉活動費に助成し、福祉力の向上を目指す。

【効 果】

- ・年末・年始の生活困窮者支援の実施
- ・地域住民、団体の連携強化
- ・孤立・孤独防止

【実施内容】

(1)配分先を垂水市共同募金委員会にて決定（事業計画・予算書）

★事業内容

- ①地域の福祉ニーズを持つ方（世帯）への支援
- ②生活困窮者等に対する支援の仕組みづくり
- ③年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動の実施
- (2)鹿児島県共同募金会へ配分金申請
- (3)配分金交付（各団体へ交付）
- (4)支援活動実施
- (5)活動報告の収集
- (6)鹿児島県共同募金会へ報告書・決算書提出

●ボランティア部門

25 ボランティアセンター運営事業

【目 的】

地域住民が自主的かつ継続的にボランティア活動に参加できる環境を整備するとともに、活動希望者と支援が必要な人や団体との円滑なマッチングを行うことで地域福祉の充実を図ることを目的とする。また、ボランティア活動を通して、住民間の交流や連携を促進し地域社会のつながりを強化するとともに災害時や緊急時に迅速かつ的確な支援活動が行える体制の構築を目指す。

【効 果】

- ・地域福祉の充実
- ・ボランティア活動の質の向上
- ・安全・安心な支援の実現
- ・地域住民の社会参加促進、住民間のつながり強化
- ・災害時・緊急時の迅速、的確な支援

【実施内容】

- (1)登録・相談業務
- (2)情報提供（助成金・学習会・研修会）
- (3)斡旋
- (4)地域交流イベント支援・参加
- (5)広報活動
- (6)元気度アップ・ポイント事業のポイント管理
- (7)関係機関との連携
- (8)ボランティア活動保険・行事保険の窓口

26 福祉ボランティアの町づくり推進事業

【目 的】

福祉ボランティアが関わるまちづくりは、地域住民が主体となって、誰もが安心して快適に暮らせる地域社会を築くための活動を目的とする。また、ボランティア推進会議を開催すると共に、ボランティア活動に参加しやすい環境の整備に努め、幅広いボランティア活動が地域社会で永続的かつ自主的に展開されるよう支援する。

【効 果】

- ・住民全体の福祉意識の向上
- ・地域内での助け合いの輪の広がり
- ・孤独・孤立防止
- ・ボランティア活動参加者の増加による地域活性化
- ・地域福祉推進体制の強化

【実施内容】

★ボランティア推進委員20名（各地区社協、ボランティア代表、行政、福祉施設長、学校 など）

- (1)コミュニティ活動と支援
 - ・ふれあいいきいきサロン（高齢者・子ども、他）
- (2)ボランティア活動の促進
 - ・多様なボランティア活動支援
 - ・広報活動
 - ・災害時対応支援体制整備
- (3)福祉教育の推進
 - ・地域社会や学校と連携
 - ・体験器具の貸出し（出前講座）
- (4)市民活動団体、関係機関との連携
 - ・各地区社会福祉協議会など
- (5)地域福祉活動を担う人材育成

27 広報紙（社協だより）発行事業

【目 的】

地域住民一人ひとりが福祉への関心を深め支え合いの地域づくりを推進することを目的とし、広報紙「社協だより」を発行する。地域福祉活動やボランティア活動、福祉サービスに関する最新情報を分かりやすく伝えることで住民参加の促進と地域共生社会の実現を図る。

【効 果】

- ・地域住民の福祉意識の向上
- ・住民参加の促進
- ・情報格差の解消
- ・関係団体との連携強化
- ・地位コミュニティの維持・活性化

【実施内容】

- (1)発行回数；年2回
- (2)部 数；6300部
- (3)配 布 先；全戸配布、関係機関
- (4)内 容；地域福祉活動やボランティア活動、福祉サービスに関する最新情報 など

28 ボランティア協力校育成事業

【目 的】

近年地域における若年層のボランティア参加が減少しており、地域福祉活動の担い手育成が課題となっている。そこで学校と連携して、ボランティア学習や地域交流を推進し、児童・生徒が主体的に地域貢献活動に関わる機会を創出する。

【効 果】

- ・学校と社協の連携を強化し継続的に地域活動を支える仕組みを構築する
- ・児童・生徒が地域課題を理解し自発的に行動できる力を育てる
- ・将来的には地域のボランティア活動の担い手増加につなげる

【実施内容】

- (1)市内全小・中学校・高等学校をボランティア協力校へ指定し助成を行う
- (2)教職員、関係機関、児童・生徒のボランティア講座。体験研修の実施
- (3)地域団体との交流・共同活動
- (4)活動成果・報告作成
- (5)地域・学校・社協とのつながりが強化される

29 総合的学習活動支援事業（チャレンジプラン）

【目 的】

小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、自主的な総合的学習への取組みを支援するとともに、福祉教育及びボランティア学習の推進を図ることを目的とする。

【効 果】

- ・福祉意識の向上
- ・社会性・協調性の育成
- ・地域貢献意識の向上
- ・福祉分野に対する理解の深化

【実施内容】

- (1)児童・生徒の総合的学習の場の開拓と受入を促進する
- (2)在宅福祉及び社会福祉施設等での体験学習や実習の受入を支援する
- (3)関係資料の作成及び情報の提供を行う
- (4)市教育委員会等の関係機関の協力を得る
- (5)その他必要な事項

30 児童生徒のボランティアポイント制度

【目 的】

地域社会における児童生徒の社会参加を促進し、次世代の地域福祉の担い手を育成することを目的とする。特に地域課題である「世代間交流の希薄化」「地域活動参加者の減少」に対し児童生徒がボランティア活動に主体的に関わるしくみを構築する。

【効 果】

- ・児童生徒の社会貢献意識や主体性を育む
- ・地域住民との交流を通じて世代間のつながりを深める
- ・地域全体の連帯感と福祉力の向上につなげる
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもを地域で育てる仕組みを形成する
- ・将来的地域の担い手の育成につながる

【実施内容】

- (1)関係機関との連携
(教育委員会、各学校、各地区公民館、ボランティア団体への事業説明、カード配布依頼)
- (2)広報・啓発
(社協だより、各団体だより、パンフレット作成)

31 サマーボランティア体験研修

【目 的】

夏休み期間を活用し、地域の小学生～大学生が福祉施設や地域活動に参加することで「思いやり」「助け合い」「地域の関心」を育むことを目的にする。また、将来の地域福祉を支える人材育成につなげる。

【効 果】

- ・参加者の福祉への理解と関心が深まる
- ・思いやりと助け合いの心が育つ
- ・地域や施設に活気が生まれる
- ・次世代のボランティア人材が育成される

【実施内容】

- (1)活動内容
- (2)活動場所受け入れ先との話合い
- (3)募集・受付
- (4)事前・事後研修

32 福祉教育・ボランティア学習講座

【目 的】

学校における「総合的学習の時間」などで行う福祉教育・ボランティア学習の内容を検討し、指導計画を立てる上で、様々な立場の人との出会いと交流を通してより効果的な実践のヒントを得られるよ場を提供する。また、学校教育、ボランティア、地域住民、施設職員など異なる立場の人が福祉やボランティアについて共に考える機会を設け、その中でのお互いの「気づき」を活かして、今後の共同実践につなげることを目的とする。

【効 果】

- ・地域住民の福祉への理解が深まる
- ・ボランティア活動への参加促進
- ・福祉教育の継続的な実践につながる
- ・学校、地域団体との連携による福祉教育の広がり

【実施内容】

- (1)講座内容
- (2)日時
- (3)場所
- (4)募集・受付
- (5)実施

33 災害救援ボランティアセンター

【目 的】

災害時における迅速かつ円滑なボランティア活動の推進を通じ、地域住民の生活再建支援及び防災意識の向上を図るとともに地域におけるボランティアネットワークの強化を目的とする。

【効 果】

- ・支援体制の強化
- ・地域住民の防災意識向上
- ・ボランティアネットワークの強化
- ・災害時の被災者への復旧・復興活動支援

【実施内容】

- (1)災害ボランティアセンター運営（県社協・大隅連協連携）
 - ・災害発生時の迅速な設置
 - ・被害状況に応じたボランティア派遣調整
 - ・受付・登録・活動場所確保（運営マニュアルに基づく体制整備）
- (2)研修・ボランティアへの参加
- (3)地域住民への防災啓発活動
 - ・訓練の支援、参加
 - ・啓発パンフレット等の作成、配布
 - ・学校、振興会等との連携
- (4)ボランティアネットワークの強化
 - ・平常時からの地域交流、情報共有、体制構築

●介護サービス部門

34 訪問介護事業（総合事業含む）

【目 的】

介護保険事業の理念に基づき、利用者が自宅で安心して生活続けられるように、各関係機関と連携を密にしながら、本市福祉向上のため訪問介護事業を実施する。

【効 果】

- ・自立した生活の維持・向上
- ・心身機能の維持
- ・精神的な安心感、社会的つながりの確保
- ・家族の介護負担の軽減（精神的な安定）
- ・在宅生活の継続
- ・地域包括ケアの推進

【実施内容】

★訪問介護員（ホームヘルパー）10名

利用者数 介護51名・総合事業20名 計71名 （R7年10月現在）

【利用者】

(1)身体介護；食事介護、排泄介助、入浴・清拭・洗髪の介助、体位交換・移乗介助、通院・外出介助 など

(2)生活援助（日常生活の維持）；清掃・洗濯・整理整頓、買物・薬の受取 など

※利用者本人の生活に直接関係がない家族分は対象外

【介護員】

(1)個別支援計画の作成

(2)職員研修

(3)サービス評価

(4)地域連携

(5)安全・衛生管理

35 訪問入浴介護事業

【目 的】

介護保険事業の理念に基づき、利用者が自立した質の高い在宅生活ができるように、各関係機関と連携を密にしながら、本市福祉向上のため訪問入浴介護事業を実施する。

【効 果】

- ・利用者の健康維持
- ・医療・介護・福祉情報共有による見守り体制強化
(地域で最後まで暮らせる)
- ・家族の介護負担軽減と安心の確保

【実施内容】

- ★看護師1名 介助員2名 の3人体制で訪問 利用者数 12名
(R7年10月現在)
- (1)寝たきり高齢者(終末期)等に対し移動入浴車の派遣
(ボイラーや分割浴槽などを備えた特殊な移動入浴車で訪問)
- ※入浴時のお湯は温泉水を使用(垂水華厳園提供・連携)

36 障害者居宅介護事業

【目 的】

在宅の障害者に対してノーマライゼーション(等しく生きる社会の実現)の理念に基づき、障害者の自己決定を尊重し、かつ利用者の立場に立った居宅サービスを実施する。

【効 果】

- ・利用者の生活の質の向上
- ・家族の負担軽減
- ・地域福祉の推進
- ・継続研修により職員のスキル向上
- ・行政・関係機関との連携

【実施内容】

- ★利用者数 4名 (R7年10月現在)
- 【利用者】
- (1)身体介護；食事介護、排泄介助、入浴・清拭・洗髪の介助、体位交換・移乗介助、通院・外出介助 など
- (2)生活援助(日常生活の維持)；清掃・洗濯・整理整頓、買物・薬の受取 など
- ※利用者本人の生活に直接関係がない家族分は対象外
- 【介護員】
- (1)個別支援計画の作成
- (2)職員研修
- (3)サービス評価
- (4)地域連携
- (5)安全・衛生管理

37 居宅介護支援事業

【目 的】

介護保険事業の理念に基づき、利用者が自立した質の高い在宅生活ができるように、各関係機関と連携を密にしながら、本市福祉向上のため居宅介護支援事業を実施する。

【効 果】

- ・利用者の生活維持・自立支援
- ・介護者の負担軽減
- ・業務改善・利用者満足度向上
- ・地域資源の活用促進、高齢者等の孤立防止・安全確保

実施内容

★居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）2名 利用者数 65名
（令和7年10月現在）

- (1)ケアプラン作成：アセスメント、サービス計画作成、事業者との調整、利用者・家族への説明、同意所得
- (2)モニタリング・評価：定期訪問・電話連絡（状況確認）
- (3)サービス調性・連絡確認
- (4)地域連携・相談支援

38 介護手当調査業務【垂水市からの受託】

【目 的】

市からの要請により公正・中立を旨とし、在宅で介護されている家族に対し介護手当調査を実施する。

39 有償ヘルプサービス事業

【目 的】

高齢者や障がい者の単身世帯が増加する中、介護保険では対応できない日常生活上の支援ニーズが高まっている。こうした課題を抱える地域住民に対して社協として安心・安全な生活支援サービスを提供する。また、家族介護者の負担軽減や地域での見守りネットワークの強化にも寄与する。

【効 果】

- ・地域の生活支援ネットワークの強化
- ・利用者家族の安心
- ・安全なサービス提供体制を確立し地域福祉の充実に貢献

【実施内容】

- (1)家事支援サービス：掃除、洗濯、買い物代行
- (2)通院・送迎、買物同行
- (3)生活相談、見守りサービス
- (4)その他